

重層的支援体制整備事業による包括的な支援体制について

重層的支援体制整備事業は、地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対応するため、令和3年施行の改正社会福祉法において新たに創設された事業であり、既存の相談支援等の取組を活かしつつ、①包括的な相談支援、②参加支援、③地域づくりに向けた支援の3つの支援を一体的に実施することにより、包括的な支援体制の整備を推進するもの。

① 包括的な相談支援

相談支援機関等が、要支援者の属性や世代を問わずに相談を受け止め、他の相談支援機関等と連携を図りながら支援を行う。また、必要に応じて、(1)多機関協働や(2)アウトリーチ等を通じた継続的支援を行う。

(1) 多機関協働

分野を超えて複雑化・複合化した課題について、相談支援包括化推進員が中心となって、相談支援機関等の連携のための役割分担等の調整を行う。

(2) アウトリーチ等を通じた継続的支援

必要な支援が届いていない潜在的な要支援者について、地区担当保健師が中心となって、継続的な訪問等を通じて、適切な支援につなげる。

② 参加支援

複雑化・複合化した課題に係る相談支援を行う中で、既存の社会参加に向けた支援では対応できない狭間のニーズに対応する必要がある場合は、地区担当保健師が中心となって、要支援者の個別ニーズを踏まえた社会参加を支援する。

③ 地域づくりに向けた支援

区社協の生活支援コーディネーターや地区担当保健師が中心となって、地域の交流拠点や活動の多属性化・多世代化など、地区社協等の地域団体や民間企業、NPO法人等の多様な主体による幅広い地域活動を支援する。

また、区厚生部が中心となって、区ネットワーク会議を設置し、相談支援機関や区社協等が顔の見える関係を構築し、包括的な支援体制における分野横断的なネットワークづくりを推進する。

【包括的な支援体制イメージ】

